

別表第2（当初申請：電子申請）

資格審査申請に係る提出書類		提出先の区分	
		広島県	町
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）		○
2	送信完了 兼 受付票	○	○
3	北広島町税について滞納がないことを証する書面（未納額がある場合はその理由を記載したもの。）（写し不可） ※北広島町に営業所等がない等のため、北広島町に税金を納める必要のない場合は必要はない。	△	
4	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し （納税地を管轄する税務署で取得すること）	○	
5	決算関係 法人… 直前1年の事業年度についての貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表 個人… 直前1年の事業年度についての貸借対照表、損益計算書	○	
6	法人… 登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	○	
7	測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書及び司法書士登録証明書の写し	△	
8	建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書の副本の写し、	△	
9	委任状（代表取締役から支店長などに対する委任事項を証したもの）		△
10	使用印鑑届		○

注1 ○印は、提出が必須なものを示し、△印は、該当する場合に提出が必要なものを示す。

注2 電子申請において、申請先自治体で共通する提出書類については、広島県へ一括送付すること。

注3 町への提出書類は、第3（3）に記載する専用サイトにアップロードして提出すること。この場合、書面での提出は不要とする。

注4 第2項で定める書類については、広島県内自治体における納税義務の状況を記載したうえで、提出すること。

注5 第3項、第4項及び第6項で定める書類については、資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものであること。

注6 電子申請において、第4項で定める書類については電子納税証明書に代えて提出することができる。

注7 入札参加資格の審査に係る申請を行う日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、第5項で定める書類にかかわらず、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とする。

注8 提出書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日として作成すること。